

白山市公営企業等印刷物広告掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、白山市公営企業等印刷物（以下「印刷物」という。）への広告掲出に関し、白山市有料広告掲出要綱（平成19年白山市告示第8号。以下「要綱」という。）及び白山市有料広告掲出基準（以下「基準」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び掲出料等)

第2条 広告を掲出する印刷物、広告枠の規格、募集枠数、広告の掲出料及び掲出担当課は、別表のとおりとする。

(対象者の要件)

第3条 要綱及び基準に定めるもののほか、市税の滞納、上下水道料金の滞納、受益者負担金及び分担金に滞納がある者の広告は掲出しないものとする。

(広告掲出希望者の募集)

第4条 広告掲出希望者の募集は、新たに別表の印刷物を作成するときに行うものとする。

2 市長及び公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」）は、募集を行うに当たり、広告主となり得る者に対して広告掲出募集の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の位置)

第5条 広告を掲載する位置は、市長及び管理者が指定する場所とする。

(広告掲出の申込み)

第6条 広告の掲出を希望する者は、白山市公営企業等印刷物広告掲出申込書（様式第1号）に、広告原稿案を添えて、市長及び管理者に申し込むものとする。

2 広告の内容、デザイン等の経費は、申込者が負担するものとする。

(広告掲出の決定等)

第7条 市長及び管理者は、広告の掲出の申し込みを受けたときは、白山市有料広告掲出要綱第7条第1項の規定により、広告掲出の可否を決定し、白山市公営企業等印刷物広告掲出通知書（様式第2号）を、申請者に通知するものとする。

2 市長及び管理者は広告の掲出の申し込みが予定の枠数を超えたときは、次の順位により決定するものとする。

ア) 国、政府機関、地方公共団体及びこれらに類するもの

イ) 市内に主たる事業所、営業所及び店舗等を有する企業及び個人

ウ) 前2号に掲げる以外のもの

3 広告の掲出の申し込みが予定の枠数を超え、かつ、すべての条件が同等と判断したときは、抽選により決定するものとする。

4 広告掲出の決定通知を受けた申込者は、市長及び管理者が指定する期日までに
広告原稿となる電子データを提出しなければならない。

(広告掲出料の納付)

第8条 広告掲出料は、掲出の決定後、市長及び管理者が指定する期日までに納入
通知書により一括納付するものとする。ただし、市長及び管理者が特別な理由が
あると認めるときはこの限りでない。

(広告掲出の決定の取消し)

第9条 市長及び管理者は次に掲げるものに該当する場合は、広告主への催告その
他の手続きを要することなく広告の掲出の決定を取り消すことができる。

(1) 指定期日までに広告掲出料の納付がないとき。

(2) 指定期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長及び管理者が適切でないとして認めるとき。

(広告掲出料の返還)

第10条 市長及び管理者は広告掲出が決定した後に広告主の責めに帰さない事
由により、広告掲出の決定を取り消したときは、既に納めた全部又は一部を返還
するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲出料に利子は付さないものとする。

(掲出者の責務等)

第11条 掲出者は印刷物に掲載された広告についての一切の責任を負うものと
する。

2 掲出者は、掲出された広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこ
と、及び広告の内容等に係る財産権のすべてについて権利処理が完了しているこ
とを、市長及び管理者に対して保証しなければならない。

3 広告に関連する苦情や損害賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担
において対処することとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年6月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

別表（第2条関係）

広告を掲出する印刷物	広告枠の規格	募集枠数	掲載料金	担当課	備考
検針票・使用水量等のお知らせ (239mm×79mm) 他	裏面下部 縦 70mm 横 65mm 1色刷	1枠	100,000円 (消費税を除く)	上下水道部 企業総務課	

様式第1号（第6条）

白山市公営企業等印刷物広告掲出申込書

令和 年 月 日

（あて先）白 山 市 長

白山市及び白山市公営企業が作成する印刷物等への広告掲出について、下記のとおり申し込みます。

所在地		
名称		
代表者氏名		⑩
業務内容		
担当者 及び 連絡先	電話番号	
	FAX番号	
	Eメールアドレス	
	氏名	
広告を掲出 希望する印刷物等		
掲出内容		
その他		<ul style="list-style-type: none">・白山市の広告関連規定を遵守します。・白山市税の滞納、上下水道料金の滞納、受益者負担金及び分担金に滞納はありません。・白山市が市税等納付状況の調査を行うことに同意します。
備考		

※ 原稿案を添付すること

様式第2号（第7条）

白山市公営企業等印刷物広告掲出通知書

令和 年 月 日

様

白 山 市 長

白山市及び白山市公営企業が作成する印刷物等への広告掲出について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 決定区分 掲載する 掲載しない

2. 広告を掲出する印刷物

3. 広告掲出料

白山市公営企業会計

金 _____ 円